



(1) 基準日の2日前に、2人の年齢が共に「5の倍数」であり、翌年のAの誕生日の日に、2人の年齢の和が「5の倍数」となることから、この間に2人の年齢の和は、「5」増えることがわかります。Bの誕生日は8月なので基準日がそれ以前なら1つ以降なら2つ歳を取ります。しかし、Aがその間4つ歳を取ることはないので、Bが2つ、Aが3つ歳を取ったことがわかります。Aの誕生日は、基準日と2日前の間にありかつ基準日の前年ですから、12月31日 …(答)

(2) Aが平成生まれであることから、Aの年齢が5の倍数から3年後に7の倍数となるのは、25歳から28歳となるときしかないことがわかります。また、平成29年の9月のBの年齢は、「26の約数」で、2を足すと「5の倍数」になることから、13歳であることがわかります。

以上を表に整理する以下ようになります。

年	月日	A(歳)	B(歳)
平成29	9月		13
令和元年	12月30日	25	15
令和元年	12月31日	26	15
令和2年	1月1日	26	15
令和3年	12月31日	28	17

表より、基準日は令和2年の1月1日であることが分かり、AとBの年齢は  
A…26歳、B…15歳 …(答)